

入院対象者の「疾患・状態」、 「処置等」

※医療の必要度に応じて、医療区分 1～3 に区分されています。当院では比較的医療必要度が高い「医療区分 2～3」の方を対象としております。

	疾患・状態	処置等
医療区分 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ スモン ・ 医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心静脈栄養（中心静脈栄養を開始した日から 30 日以内の場合。広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻、急性膵炎を有する場合） ・ 24 時間持続点滴 ・ 人工呼吸器の使用 ・ ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄 ・ 気管切開又は気管内挿管（発熱を伴う状態の患者に対するものに限る） ・ 酸素療法（密度の高い治療を要する状態の患者に対するものに限る） ・ 感染症の治療の必要性から実施する隔離室での管理
医療区分 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筋ジストロフィー ・ 多発性硬化症 ・ 筋委縮性側索硬化症 ・ パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病 ※ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ III 以上であって生活機能障害度が II 度又は III 度の状態に限る） ・ その他の指定難病等（スモンを除く） ・ 脊髄損傷（頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢全てに認められる場合に限る） ・ 慢性閉塞性肺疾患（ヒュー・ジョーンズ分類が V 度の状態に該当する場合に限る） ・ 悪性腫瘍（医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る） ・ 消化管等の体内からの出血が反復継続している状態 ・ 他者に対する暴行が毎日認められる状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心静脈栄養（中心静脈栄養を開始した日から 30 日を超えて実施した場合） ・ 肺炎に対する治療 ・ 尿路感染症に対する治療 ・ 傷病等によるリハビリテーション（原因となる傷病等の発症後、30 日以内の場合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る） ・ 脱水に対する治療（発熱を伴う状態の患者に対する者に限る） ・ 頻回の嘔吐に対する治療（発熱を伴う状態の患者に対する者に限る） ・ 褥瘡に対する治療（皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は褥瘡が 2 ヶ所以上に認められる場合に限る） ・ 抹消循環障害による下肢末端の開放創に対する治療 ・ せん妄に対する治療 ・ うつ症状に対する治療 ・ 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法 ・ 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養（発熱又は嘔吐を伴う状態の患者に対するものに限る） ・ 1 日 8 回以上の喀痰吸引 ・ 気管切開又は気管内挿管が行われている状態（発熱を伴う状態を除く） ・ 頻回の血糖検査 ・ 創傷（手術創や感染創を含む）、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療 ・ 酸素療法（密度の高い治療を要する状態を除く）
医療区分 1	医療区分 2・3 に該当しない方	